

「意見有」の課は、全て記入すること。

記載内容は、各課協議事項協議書と整合させること。

## 事前協議事項処理一覧表

Page. 5

意見聴取課	付 加 要 件	措 置 事 項	備 考
環境部 産業廃棄物対策課	<p>(監視・指導グループ)</p> <p>・大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第2条第4号の特定事業に該当し、かつ、同条例第10条ただし書きに該当しない場合は、条例第10条に基づき、あらかじめ許可を受けること。</p> <p>ただし、条例第10条第2号に該当する場合は、条例第35条の2に基づき、土砂等の搬入をする前に届け出をすること。</p> <p>・埋立て等の根拠及び規模にかかわらず、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条の規定に基づき、条例第6条で規定する土壌安全基準(28項目)に適合しない土砂等を使用しないこと。</p> <p>「意見有」の場合、協議書の付加要件を転記すること。</p> <p>(事前No. ROO-〇〇)</p>	<p>・大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第2条第4号の特定事業に該当しません。</p> <p>・埋立て等の根拠及び規模にかかわらず、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条の規定に基づき、条例第6条で規定する土壌安全基準(28項目)に適合しない土砂等を使用しません。</p> <p>「協議不要」の場合、付加要件に対する措置事項を記入すること。</p>	<p>協議不要</p> <p>「協議不要」の場合、その旨を記入すること。</p>
都市計画部 都市計画課	<p>【屋外広告物係】</p> <p>・当該地で広告物を提出する際には、提出する広告物の種類(野立広告物、立看板、広告旗、広告幕など)や大きさ、内容などによって大津市屋外広告物条例等による許可もしくは通知が必要となるため、事前に当課と協議を行うこと。</p> <p>(事前No. ROO-〇〇)</p>	<p>【屋外広告物係】</p> <p>・当該地で広告物を提出する際には、提出する広告物の種類(野立広告物、立看板、広告旗、広告幕など)や大きさ、内容などによって大津市屋外広告物条例等による許可もしくは通知が必要となるため、事前に貴課と協議を行います。</p>	<p>協議確認済</p> <p>令和7年8月27日</p>
建設部 路政課	<p>1. 地積測量図または官民境界確定協議書の写しを添付すること。なお、境界が確定していない道路(法定外道路及び普通河川を含む)等については境界明示を受け確定協議書の写しを添付すること。</p> <p>2. 道路(法定外道路及び普通河川等を含む)との境界に大津市指定プレート(45mm×45mm)または、コンクリート杭(100mm×100mm×600mm)を設置すること。</p> <p>3. 雨水排水について、原則として流域を変更しないこと。やむを得ず現状の流域を変更する場合は放流先に十分能力の余裕があることを確認の上、協議すること。</p> <p>4. 雨水排水について、開発地周辺の流域図を作成し、流末の流下能力の検討を行いましたので、水理計算書を提出しました。</p> <p>5. 道路区域の施工についてはありません。</p> <p>6. 法定外公共敷地の施工がありますので、法定外道路等一時占用の許可を得ました。</p> <p>令和7年9月22日大津市指令建路 第占-〇〇〇〇号</p> <p>7. 水路及び道路構造物(舗装を含む)を破損させた場合は速やかに報告し、復旧します。又、完了後は道路管理者の承認を得ます。</p> <p>「協議要」の場合、協議書の措置事項を転記すること。</p> <p>※処理内容を設計図書に反映すること。</p> <p>(事前No. ROO-〇〇)</p>	<p>1. 地積測量図の写しを添付しました。</p> <p>2. 道路(法定外道路及び普通河川等を含む)との境界に大津市指定プレート(45mm×45mm)または、コンクリート杭(100mm×100mm×600mm)を設置します。</p> <p>3. 雨水排水について、原則として流域を変更しません。</p> <p>4. 雨水排水について、開発地周辺の流域図を作成し、流末の流下能力の検討を行いましたので、水理計算書を提出しました。</p> <p>5. 道路区域の施工についてはありません。</p> <p>6. 法定外公共敷地の施工がありますので、法定外道路等一時占用の許可を得ました。</p> <p>令和7年9月22日大津市指令建路 第占-〇〇〇〇号</p> <p>7. 水路及び道路構造物(舗装を含む)を破損させた場合は速やかに報告し、復旧します。又、完了後は道路管理者の承認を得ます。</p>	<p>協議確認済</p> <p>令和7年9月29日</p> <p>・法定外道路等一時占用</p> <p>大津市指令建路</p> <p>第占-〇〇〇〇号</p> <p>令和7年9月22日</p> <p>「協議要」の場合、協議終了日を記入すること。</p> <p>他法令の許可等がある場合は、許可番号、許可日を記入すること。</p>